規格番号: JIS C 8269-2:2016

		技術基準	該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二条	安全原則	電気用品は、通常の使用状態において、人体	■該当	箇条7	箇条 7 構造の標準条件	
第1項		に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるお	□非該当	7.1.1	7.1.1 ヒューズリンクの取換え(JIS C 8269-1(以下、第 1	
		それがないよう設計されるものとする。			部) の規定による。)	
					ヒューズリンクは、十分な機械的強度をもち、かつ、接触	
					部は、確実に固定する。ヒューズリンクは、容易に、かつ、	
					安全に取換えが可能でなければならない。	
				7.1.5	7.1.5 ヒューズリンクの機械的強度(第 1 部の規定によ	
					る。)	
					ヒューズリンクは、十分な機械的強度をもち、かつ、接触	
					部は、確実に固定しなければならない。	
第二条	安全原則	電気用品は、当該電気用品の安全性を確保す	■該当		第1部の第二条第2項に該当する規定によるほか、次によ	
第2項		るために、形状が正しく設計され、組立てが	□非該当		ప .	
		良好で、かつ、動作が円滑であるものとする。		箇条7	箇条 7 構造の標準条件	
				7.1	7.1 機械的設計 (全てのヒューズシステム)	
					ヒューズリンクは規定の寸法でなければならない。	
				7.1.2	7.1.2 端子を含む接続(ヒューズシステム A、B、F)	
					端子は、定格電流範囲に応じた断面積範囲の導体を接続で	
					きなければならない。	
				箇条8	箇条8 試験	
				8.4.3.6	8.4.3.6 表示器及びストライカの動作(ヒューズシステム	
					B、F)	

規格番号: JIS C 8269-2:2016

		技術基準	該当		規格	補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二条					ストライカは、適切に動作しなければならない。	
第2項					動作後、ストライカは固定状態のままでなければならな	
続き					V ₀	
第三条	安全機能を有す	電気用品は、前条の原則を踏まえ、危険な状	■該当		第1部の第三条第1項に該当する規定によるほか、次によ	
第1項	る設計等	態の発生を防止するとともに、発生時におけ	□非該当		る。	
		る被害を軽減する安全機能を有するよう設		箇条7	箇条7 構造の標準条件	
		計されるものとする。		7.8	7.8 過電流動作協調(ヒューズシステム A、B、F、H-K)	
					過電流動作協調がとれるよう、Pt 値又は時間一電流特性	
					は規定した範囲内でなければならない。	
				箇条8	箇条8 試験	
				8.5	8.5 遮断容量の検証	
				8.5.8	8.5.8 試験結果の評価 (ヒューズシステム E、I)	
					ヒューズリンクは、金属製遮蔽へのアークを示す細いワイ	
					ヤヒューズが溶融することなく動作しなければならない。	
				8.7.4	8.7.4 過電流動作協調の検証 (ヒューズシステム A、B、F)	
					P_t 値は規定する範囲内でなければならない。	
第三条	安全機能を有す	電気用品は、前項の規定による措置のみによ	■該当		第1部の第三条第2項に該当する規定によるほか、次によ	
第2項	る設計等	ってはその安全性の確保が困難であると認	□非該当		る。	
		められるときは、当該電気用品の安全性を確		箇条 6	箇条6表示	
		保するために必要な情報及び使用上の注意		6.2	6.2 ヒューズリンクの表示(ヒューズシステムKを除く全	
		について、当該電気用品又はこれに付属する			てのヒューズシステム)	

規格番号: JIS C 8269-2:2016

		技術基準	該当		規格	補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
		取扱説明書等への表示又は記載がされるも			ヒューズリンクに定格遮断容量を表示しなければならな	
		のとする。			\(\nabla_{\infty}\)	
第四条	供用期間中にお	電気用品は、当該電気用品に通常想定される	■該当		第1部の第四条に該当する規定によるほか、次による。	
	ける安全機能の	供用期間中、安全機能が維持される構造であ	□非該当	箇条7	箇条7 構造の標準条件	
	維持	るものとする。		7.1.3	7.1.3 ヒューズ接続部	
					ヒューズリンクの接触面は、通常の動作中に適切な接触が	
					損なわれないことを検証しない限り、銀めっきを施さなけ	
					ればならない。(ヒューズシステム A、B、K)	
					ヒューズリンクを負荷状態で取り外し又は装着する場合、	
					ヒューズの構造及びヒューズ接触部は適切な接触が維持	
					できなければならない。 (ヒューズシステム A、B)	
				箇条8	箇条8試験	
				8.11.2.4	8.11.2.4 ヒューズリンク及びヒューズベースの絶縁部分	
					の不劣化	
				8.11.2.4.2	8.11.2.4.2 試験結果の評価 (ヒューズシステム A、B)	
					ヒューズを高温(150℃)に保持後、遮断容量試験を行っ	
					たとき、ヒューズリンクは適切に動作しなければならな	
					V.	
第五条	使用者及び使用	電気用品は、想定される使用者及び使用され	□該当	_	_	配電盤内や絶縁
	場所を考慮した	る場所を考慮し、人体に危害を及ぼし、又は	■非該当			ケース内等で使
	安全設計	物件に損傷を与えるおそれがないように設				用され、配線設

規格番号: JIS C 8269-2:2016

		技術基準	該当		規格	補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第五条		計され、及び必要に応じて適切な表示をされ				備全体で安全性
続き		ているものとする。				が担保されるも
						のであることか
						ら、非該当が妥
						当と考える。
						なお、配線設備
						全体での安全性
						については、電
						気設備に関する
						技術基準を定め
						る省令によって
						担保されてい
						る。
第六条	耐熱性等を有す	電気用品には、当該電気用品に通常想定され	■該当		第1部の第六条に該当する規定によるほか、次による。	
	る部品及び材料	る使用環境に応じた適切な耐熱性、絶縁性等	□非該当	箇条8	箇条8 試験	
	の使用	を有する部品及び材料が使用されるものと		8.2.5	8.2.5 耐トラッキング性 (ヒューズシステム A)	
		する。			ヒューズリンクの充電部を支持する絶縁部分は、PTI400	
					に合格しなければならない。	
				8.9	8.9 耐熱性の検証(全てのヒューズシステム)	
					周期的に負荷をかけるパルス試験後、ヒューズリンクは規	
					定の電流で遮断できなければならない。	

規格番号: JIS C 8269-2:2016

		技術基準	該当		補足	
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第六条				8.9.2	8.9.2 成形材製又は成形材に固定された金属製のグリップ	
続き					ラグ付きヒューズリンク (ヒューズシステム A、B)	
					80℃の加熱室に2時間維持後、定格電流の150%の電流で	
					通電試験を行ったとき、グリップラグは完全に使用可能な	
					状態に留まらなければならない。	
第七条	感電に対する保	電気用品には、使用場所の状況及び電圧に応	□該当	_	_	一般的に、配電
第1号	護	じ、感電のおそれがないように、次に掲げる	■非該当			盤内や絶縁ケー
		措置が講じられるものとする。				ス内等で使用さ
		一 危険な充電部への人の接触を防ぐとと				れ、通電中に触
		もに、必要に応じて、接近に対しても適切に				れることは想定
		保護すること。				されないため、
						非該当が妥当と
						考える。
						なお、ヒューズ
						システム A 及び
						B は通電中に装
						着及び取り外し
						を行うが、交換
						ハンドルを用い
						るため、一般的
						に感電の危険は

規格番号: JIS C 8269-2:2016

		技術基準	該当		規格	補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
						ないと考える。
第七条	感電に対する保	二 接触電流は、人体に影響を及ぼさないよ	□該当	_	_	配電盤内や絶縁
第2号	護	うに抑制されていること。	■非該当			ケース内等で使
						用され、配線設
						備全体で安全性
						が担保されるも
						のであることか
						ら、非該当が妥
						当と考える。
						なお、配線設備
						全体での安全性
						については、電
						気設備に関する
						技術基準を定め
						る省令によって
						担保されてい
						る。
第八条	絶縁性能の保持	電気用品は、通常の使用状態において受ける	■該当		第1部の第八条に該当する規定によるほか、次による。	
		おそれがある内外からの作用を考慮し、か	□非該当	箇条7	箇条7 構造の標準条件	
		つ、使用場所の状況に応じ、絶縁性能が保た		7.2	7.2 絶縁性能及び絶縁適合性	
		れるものとする。			ヒューズリンクを取り換える間、最小空間距離を減少させ	

規格番号: JIS C 8269-2:2016

	技術基準		該当		規格	
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
					てはならない。(ヒューズシステム A、B)	
					ヒューズ部品の沿面距離及び空間距離は、過電圧カテゴリ	
					Ⅲ及び汚損度 3 (J を除く)の要求事項に適合しなければ	
					ならない。(ヒューズシステムF、H-J)	
第九条	火災の危険源か	電気用品には、発火によって人体に危害を及	■該当	箇条7	箇条7 構造の標準条件	
	らの保護	ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがない	□非該当	7.13	7.13 耐異常熱及び耐火炎(第1部の規定による。)	
		ように、発火する温度に達しない構造の採			ヒューズの全ての部分は、異常な熱及び火炎に対して十分	
		用、難燃性の部品及び材料の使用その他の措			耐えなければならない。	
		置が講じられるものとする。		箇条8	箇条8 試験	
				8.5.8	8.5.8 遮断容量の試験後、周囲に危険な持続的アーク、フ	
					ラッシオーバ又は火炎の噴出があってはならない。(第1	
					部の規定による。)	
				8.11.2.2	8.11.2.2 耐異常熱及び耐火災検証(第1部の規定による。)	
					磁器を除く絶縁材料は、耐火性材料でなければならない。	
				8.11.2.2.6	8.11.2.2.6 グローワイヤの試験において、次の結果となっ	
					てはならない。(第1部の規定による。)	
					- 可視火炎及び赤熱の継続。	
					- 試料の火炎又は白熱光がグローワイヤの除去後 30	
					秒以上継続する。	
					- 試料の下においたティシュペーパの燃焼又は白松の	
					板の焦げ。	

規格番号: JIS C 8269-2:2016

		技術基準	該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	-
第十条	火傷の防止	電気用品には、通常の使用状態において、人	□該当	_	_	一般的に、配電
		体に危害を及ぼすおそれがある温度となら	■非該当			盤内や絶縁ケー
		ないこと、発熱部が容易に露出しないこと等				ス内等で使用さ
		の火傷を防止するための設計その他の措置				れ、通電中に触
		が講じられるものとする。				れることは想定
						されないため、
						非該当が妥当と
						考える。
						なお、ヒュー
						ズシステムA及
						びBは通電中に
						装着及び取り外
						しを行うが、交
						換ハンドルを用
						いるため、一般
						的に火傷の危険
						はないと考え
						る。

規格番号: JIS C 8269-2:2016

		技術基準	該当		規格	補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十一	機械的危険源に	電気用品には、それ自体が有する不安定性に	■該当		第1部の第十一条第1項に該当する規定によるほか、次に	
条第1項	よる危害の防止	よる転倒、可動部又は鋭利な角への接触等に	□非該当		よる。	
		よって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷		箇条7	箇条7 構造の標準条件	
		を与えるおそれがないように、適切な設計そ		7.1	7.1 機械的設計	
		の他の措置が講じられるものとする。			ヒューズリンクの寸法は、規定によらなければならない。	
				箇条8	箇条8 試験	
				8.5	8.5 遮断容量の検証	
				8.5.8	8.5.8 試験結果の評価(ヒューズシステム E、I)	
					遮断容量試験で、ヒューズリンクは、試験装置の機械的損	
					傷なく動作しなければならない。	
				8.11.1	8.11.1 機械的強度	
				8.11.1.8	8.11.1.8 成形材製又は成形材に固定された金属製のグリッ	
					プラグの耐衝撃性(ヒューズシステム A、B)	
					150℃で 168 時間保持したヒューズリンク及び-15℃で 72	
					時間保持したヒューズリンクは、衝撃による応力をかけた	
					とき、使用を妨げるような損傷があってはならない。	
第十一	機械的危険源に	2 電気用品には、通常起こり得る外部から	□該当	_	_	配電盤内や絶縁
条第2項	よる危害の防止	の機械的作用によって生じる危険源によっ	■非該当			ケース内等で使
		て人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与				用され、配線設
		えるおそれがないように、必要な強度を持つ				備全体で安全性
		設計その他の措置が講じられるものとする。				が担保されるも

規格番号: JIS C 8269-2:2016

		技術基準	該当		規格	補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十一						のであることか
条第2項						ら、非該当が妥
続き						当と考える。
						なお、配線設備
						全体での安全性
						については、電
						気設備に関する
						技術基準を定め
						る省令によって
						担保されてい
						る。
第十二	化学的危険源に	電気用品は、当該電気用品に含まれる化学物	□該当		_	一般的に、配電
条	よる危害又は損	質が流出し、又は溶出することにより、人体	■非該当			盤内や絶縁ケー
	傷の防止	に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるお				ス内等で使用さ
		それがないものとする。				れ、人が接触す
						るような場所で
						は使用されない
						ため、非該当が
						妥当と考える。
第十三	電気用品から発	電気用品は、人体に危害を及ぼすおそれのあ	□該当	_	_	一般的に、人体
条	せられる電磁波	る電磁波が、外部に発生しないように措置さ	■非該当			に危害を及ぼす

規格番号: JIS C 8269-2:2016

		技術基準	該当		規格	補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	-
	による危害の防	れているものとする。				おそれのある電
	止					磁波を発生しな
						いため、非該当
						が妥当と考え
						る。
第十四	使用方法を考慮	電気用品は、当該電気用品に通常想定される	□該当	_	_	一般的に、無監
条	した安全設計	無監視状態での運転においても、人体に危害	■非該当			視で使用される
		を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれが				ものであり、各
		ないように設計され、及び必要に応じて適切				要求事項は無監
		な表示をされているものとする。				視を前提として
						いる。そのため、
						各要求事項を満
						たすことで、無
						監視での安全性
						が担保されるた
						め、非該当が妥
						当と考える。
第十五	始動、再始動及	電気用品は、不意な始動によって人体に危害	□該当	_	-	一般的に、通電
条第1項	び停止による危	を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれが	■非該当			状態において常
	害の防止	ないものとする。				に動作してお
						り、始動・停止

規格番号: JIS C 8269-2:2016

		技術基準	該当		規格	補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
						の機能はないた
						め、非該当が妥
						当と考える。
第十五	始動、再始動及	電気用品は、動作が中断し、又は停止したと	□該当	_	-	同上
条第2項	び停止による危	きは、再始動によって人体に危害を及ぼし、	■非該当			
	害の防止	又は物件に損傷を与えるおそれがないもの				
		とする。				
第十五	始動、再始動及	電気用品は、不意な動作の停止によって人体	□該当	_	_	同上
条第3項	び停止による危	に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるお	■非該当			
	害の防止	それがないものとする。				
第十六	保護協調及び組	電気用品は、当該電気用品を接続する配電系	□該当	_	_	部品であるた
条	合せ	統や組み合わせる他の電気用品を考慮し、異	■非該当			め、非該当が妥
		常な電流に対する安全装置が確実に作動す				当と考える。
		るよう安全装置の作動特性を設定するとと				
		もに、安全装置が作動するまでの間、回路が				
		異常な電流に耐えることができるものとす				
		ప .				
第十七	電磁的妨害に対	電気用品は、電気的、磁気的又は電磁的妨害	□該当	_	-	一般的に、電磁
条	する耐性	により、安全機能に障害が生じることを防止	■非該当			的妨害による誤
		する構造であるものとする。				動作はないた
						め、非該当が妥

規格番号: JIS C 8269-2:2016

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
						当と考える。
第十八	雑音の強さ	電気用品は、通常の使用状態において、放送	□該当	_	_	一般的に、雑音
条		受信及び電気通信の機能に障害を及ぼす雑	■非該当			は発生しないた
		音を発生するおそれがないものとする。				め、非該当が妥
						当と考える。
第十九	表示等(一般)	電気用品は、安全上必要な情報及び使用上の	■該当		第1部の第十九条に該当する規定によるほか、次による。	
条		注意(家庭用品品質表示法(昭和三十七年法	□非該当	箇条6	箇条6表示	
		律第百四号)によるものを除く。)を、見や		6.2	6.2 ヒューズリンクの表示(ヒューズシステム A、B)	
		すい箇所に容易に消えない方法で表示され			定格電流及び定格電圧の表示は正面から識別できなけれ	
		るものとする。			ばならない。	
				箇条8	箇条8 試験	
				8.11.2.4	8.11.2.4 ヒューズリンク及びヒューズベースの絶縁部分	
					の不劣化	
				8.11.2.4.2	8.11.2.4.2 試験結果の評価 (ヒューズシステム A、B)	
					ヒューズリンクを高温 (150°C) に保持後、遮断容量の検	
					証を行ったとき、表示は耐久性があり、かつ容易に判読で	
					きなければならない。	
第二十	表示等(長期使	次の各号に掲げる製品の表示は、前条の規定	□該当		_	長期使用製品安
条第1項	用製品安全表示	によるほか、当該各号に定めるところによ	■非該当			全表示制度につ
	制度による表	ప 。				いては、省令で
	示)	一 扇風機及び換気扇(産業用のもの又は電				明確に規定され

規格番号: JIS C 8269-2:2016

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	1
第二十		気乾燥機(電熱装置を有する浴室用のものに				ているため、整
条第1項		限り、毛髪乾燥機を除く。)の機能を兼ねる				合規格は不要。
続き		換気扇を除く。) 機器本体の見やすい箇所				
		に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない				
		方法で、次に掲げる事項を表示すること。				
		(イ) 製造年				
		(ロ) 設計上の標準使用期間(消費生活用製				
		品安全法(昭和四十八年法律第三十一号)第				
		三十二条の三第一項第一号に規定する設計				
		標準使用期間をいう。以下同じ。)				
		(ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用				
		すると、経年劣化による発火、けが等の事故				
		に至るおそれがある旨。				
第二十	表示等(長期使	二 電気冷房機(産業用のものを除く。) 機	□該当	_	_	同上
条第2項	用製品安全表示	器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、	■非該当			
	制度による表	かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事				
	示)	項を表示すること。				
		(イ) 製造年				
		(ロ) 設計上の標準使用期間				
		(ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用				
		すると、経年劣化による発火、けが等の事故				

規格番号: JIS C 8269-2:2016

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
		に至るおそれがある旨。				
第二十	表示等(長期使	三 電気洗濯機(産業用のもの及び乾燥装置	□該当	_	_	同上
条第3項	用製品安全表示	を有するものを除く。) 及び電気脱水機 (電	■非該当			
	制度による表	気洗濯機と一体となっているものに限り、産				
	示)	業用のものを除く。) 機器本体の見やすい				
		箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消え				
		ない方法で、次に掲げる事項を表示するこ				
		と。				
		(イ) 製造年				
		(ロ) 設計上の標準使用期間				
		(ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用				
		すると、経年劣化による発火、けが等の事故				
		に至るおそれがある旨。				
第二十	表示等(長期使	四 テレビジョン受信機(ブラウン管のもの	□該当	_	_	同上
条第4項	用製品安全表示	に限り、産業用のものを除く。) 機器本体	■非該当			
	制度による表	の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、				
	示)	容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表				
		示すること。				
		(イ) 製造年				
		(ロ) 設計上の標準使用期間				
		(ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用				

規格番号: JIS C 8269-2:2016

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文	₽2\—I	項目番号	規定タイトル・概要	
		すると、経年劣化による発火、けが等の事故				
		に至るおそれがある旨。				